

令和5年度

## 包括外部監査の結果報告書【概要版】

<テーマ>

公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に  
関する財務事務等の執行について

※概要版は、監査事務局において包括外部監査の結果報告書の要点を集約し作成したものです。

令和6年2月

# 1 外部監査の概要

## (1) 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び姫路市外部監査条例第 2 条の規定に基づく包括外部監査

## (2) 監査のテーマ

公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関する財務事務等の執行について

## (3) 監査のテーマの選定理由

公園は市民の憩いの場として、また、災害時の避難場所として、市民生活に不可欠、かつ、重要な場所である。公園には、大規模な総合公園等の都市公園から、中規模な地区公園、街区公園等の都市公園、小規模なチビッコ広場、スポーツ広場公園まで、大小様々な規模の公園があり、また、災害防止等を図ることを目的とする緑地である緩衝緑地や風致公園、墓園等の特殊な公園である特殊公園などの緩衝緑地等がある。

姫路市において、最近では、これらの公園・緑地及び公園施設等の老朽化や公園の清掃や除草を行っている公園愛護会の担い手の高齢化など公園管理の課題が顕在化している。

姫路市では、これらの課題に対応するために、平成 27 年 4 月に、姫路市の都市計画区域内の平成 26 年度から令和 15 年度の公園の事業計画書である姫路市都市公園整備プログラムが策定された。

また、令和 3 年 3 月に、姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン 2030」が策定された。当該計画の基本構想第 3 章（分野目標・政策）中、「07 都市基盤分野」の「政策 3 緑と調和した快適な住環境の形成」において、「目指す姿 2」として「緑と調和した都市空間が形成されている。」が掲げられている。そして、「目指す姿を実現するための市の取組の方向性（人、地域、活力、土台づくり）」として、次の事項が記載されている。

07 都市基盤分野
政策 3 緑と調和した快適な住環境の形成
目指す姿 2 緑と調和した都市空間が形成されている。
<目指す姿を実現するための市の取組の方向性（人、地域、活力、土台づくり）> ○人・地域 ・ 花と緑を楽しめる環境づくり 緑化意識を普及啓発するとともに、市民や地域と一体となって身近な公園や名古屋山霊苑などにおける緑化を進めることで、花と緑を楽しめる環境を創出します。

○活力

- ・ 市民等が主体となった魅力ある公園づくり

公園の魅力向上や維持管理の負担軽減を図るため、公園の整備や管理において、利活用に焦点を当てた市民協働の手法や、民間の経営的視点を導入するなど、市民等が主体となった公園づくりを進めます。

○土台

- ・ 誰もが利用しやすい公園等の整備推進

公園機能の再編や統合などを含め、計画的に改修・更新しながら、市民の憩いやレクリエーションの場、避難場所として、誰もが利用しやすい公園や広場などの整備を進めます。

- ・ 手柄山中央公園の魅力向上

新駅や新体育館などの整備と既存施設の再整備を進めるとともに、施設間の円滑な移動動線を確保することで、「スポーツ」や「平和と学び」、「緑豊かなやすらぎ」の拠点として手柄山中央公園の魅力を向上させます。

現在は、これらの計画等に基づき、公園・緑地及び公園施設等の整備、維持管理等がなされているところである。

姫路市には、姫路市を代表する姫路公園や手柄山中央公園などの総合公園や墓地公園である名古屋山霊苑などがあり、姫路市の管理する公園数は、約 1,300 箇所に及んでいる。

姫路公園は、世界文化遺産国宝姫路城の周辺にあり、訪日外国人の観光を意識した整備が重要であり、手柄山中央公園は、園内の一部施設老朽化により、現在再整備が行われている状況である。また、名古屋山霊苑は、苑内は花と緑に包まれて、散策スポットとしても多くの人々に親しまれている。

このような代表的な公園を含め、身近な公園が今後どのように整備・維持管理されていくかは姫路市民にとって関心が高いと考えられ、姫路市の財政運営の厳しさがより一層増すことが想定される中で、外部の視点から、公園・緑地及び公園施設等に関する財務事務が、関係法規等に則り適正に、かつ、時代の要請を反映した経済性・効率性・有効性を十分に追求して執行されていることを検証及び報告を行うことは、姫路市の行財政の運営及び姫路市民にとって有用であると考えられる。

#### (4) 包括外部監査人と補助者

【包括外部監査人】

公認会計士 合田 幹孝

【補助者】

公認会計士 道幸 尚志 公認会計士 竹川 正剛

公認会計士 因幡 健 公認会計士 畑山 直久

公認会計士 山本 康善 弁護士 太田 悠子

## (5) 監査対象部署

建設局公園部（公園緑地課、公園整備課）、観光経済局姫路城総合管理室（動物園、姫路城管理事務所を含む）、観光経済局スポーツ振興室（体育施設担当）、観光経済局手柄山中央公園整備室（平和資料館、緑の相談所、水族館を含む）

## (6) 監査の視点

- ① 公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関する事務の執行等が、法令及び条例に準拠して行われているか。
- ② 公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関する事務の執行等が、姫路市の規則、要綱等に準拠して行われているか。
- ③ 公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関する事務事業が、経済的・効率的に行われているか（特に業務委託、工事請負及び補助金等の交付について）。
- ④ 公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関連する事務事業について、目的としている成果または効果をあげているか（特に業務委託、工事請負及び補助金等の交付について）。
- ⑤ 公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関連する資産について、適正な管理がなされ、有効に利用されているか。
- ⑥ 公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関連する施設の管理運営が、経済的・効率的に行われているか。

## (7) 外部監査の主な手続

関係書類の閲覧、責任者及び担当者への質問、関連法規並びに条例及び規則等との照合を行い、事務事業等の執行が法規性、経済性、効率性及び有効性の観点から適切に行われているかについて監査手続を実施した。

## 2 全般的意見

今回の監査において、姫路市の公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関する事務について、以下のような課題が明らかになっている。

### (1) 公園のあり方について

姫路市パークマネジメントプラン（令和2年6月）にも記載があるように、姫路市の市立公園のうち開設から20年以上経過した公園の数は、全公園数の4分の3に上ろうとしてい

る。そのため、施設の老朽化や魅力の低下、安全面の不安が生じている上、維持管理費が年々増加している。このような状況に対応するため、「姫路市都市計画マスタープラン」や「姫路市緑の基本計画」において、その施策として、既存公園の質の向上を目的とした再整備や維持管理のあり方について検討を進め、公園のリニューアルを進めていくことが挙げられている。公園は、市民の憩いの場だけでなく、災害時の避難場所としても重要な場所でもあり、様々な用途があると考えられる。そのため、公園のリニューアルにあたり、公園利用者のニーズを捉え、個々の公園の状況に応じて、将来の公園のあり方・公園の維持管理を考慮に入れ、整備及び設備更新を実施していく必要がある。

## (2) 公園愛護会について

姫路市の公園は広範囲に渡るため、公園の維持・管理に公園部だけでは、対応できないため、全公園のうち9割程度の公園で公園愛護会が結成されており、清掃や除草等の業務を担っている。この公園愛護会のほとんどが自治会や子ども会などの地域住民で構成されている。昨今、自治会や子ども会に入らない住民もおり、活動人数が減少している。また、活動の担い手の高齢化も問題となっている。

公園の維持・管理においては、将来的にも公園愛護会は欠かせない存在であり、公園愛護会を存続させるためには、どうすればよいか、公園愛護会活動を活性化させるためには、どうすればよいか等について、公園愛護会と密にコミュニケーションをとり、公園愛護会活動を有効かつ効率的にバックアップし、どのようにすればより良い公園の維持管理ができるかを考えていく必要がある。

## (3) 業務委託について

委託業務については、業務委託仕様書に基づいて、業務が遂行される。業務仕様書に関しては、①業務仕様書の記載文言の誤り、②契約約款と業務仕様書の不整合、③業務仕様書にない報告書の使用の問題点が散見された。

また、業務委託の履行確認に関しては、履行確認書類（業務完了届、業務日誌等）の記載の不備により業務仕様書どおりの履行確認ができていないという問題点が散見された。

業務仕様書は、業務内容を明示する重要なものであり、一言一句記載誤りのないように作成する必要がある。また、問題があった業務委託は、主に清掃に関するものであり、数回で作業が完了するものもあるが、ほぼ毎日作業が行われているものもある。作業完了確認は手間のかかる業務ではあるが、かといって手を抜いてもよいという業務ではない。履行確認は債務の発生にかかる重要な行為であるため、適切に履行確認をすることが必要である。

#### (4) 備品、薬品及び書籍管理について

過年度の包括外部監査においても指摘されているとおり、備品、薬品及び書籍の管理が不十分である。発見された問題は下記のとおりである。

- ① 備品、薬品及び書籍リストと現物が不整合であった。
- ② 備品リストに適切な「所在」の登録がなされていなかった。
- ③ 備品リストに適切な「品名」「規格」の登録がなされていなかった。
- ④ 備品リストに登録がないものが、備品として登録されていると誤認させる表示がなされていた。
- ⑥ 不用となっている備品、薬品が放置されていた。
- ⑦ 車両について、備品リストに車番の登録がなされていなかった。

備品は、その多くの購入価格は大きいものではないが、数量が多く、保管場所も様々な場所に点在している。このため、備品については、日頃から整理整頓し、現物確認を行う必要がある。

薬品は、劇薬に指定されているものもあるため、紛失したとなると大きな問題となる。意図しない紛失・盗難を絶対発生させてはならない。そのためには、入出庫時に必ず台帳に記録し、年度末には実地棚卸を実施し、入出庫記録の正確性を検証する必要がある。これだけでなく、日頃から個人が備品管理の重要性を意識することが重要である。

書籍は、主に販売することを目的として、購入している。購入に際して、1回あたりの数量単位が大きいことから、予想した販売数量を読み間違えたときに、多くの在庫をかかえることになる。一部多くの在庫が残っているが、そのなかには、教育的な内容の書籍もあり、図書館や小学校で利用できるものもある。そういったものについては、他部署で利用することも有用であると考えられる。

備品の管理は対象件数も多く、管理に非常に手間がかかる事務であるが、備品は適切に管理していなければ、その機能を十分に発揮できない。また、備品の現物管理は台帳で行われるが、台帳の記載内容が不十分であると備品の現物と台帳の紐付けができないことになる。一般的に地方公共団体においては不要品の移管・売却・廃棄等が適切な時期に行われないことが多く、姫路市においても同様のことがいえる。当該部署にとって不要な備品を他部署への移管、売却及び廃棄等を適切に行うことは、管理する物品の数が減少して管理の手間が減少するとともに、不要備品を受け入れる部署にとっては予算を計上することなしに備品を活用できるメリットがある。

以上のように備品を適切に管理することは非常に手間がかかるものの、備品を一定水準で管理する必要がある。姫路市全体として、再度備品管理のルールの徹底を図ることが有用である。

### 3 監査の「結果」及び「意見」の件数

「結果」 = 是正・改善を求める事項

「意見」 = 改善について検討を求める事項

#### 「結果」及び「意見」の件数（部署及び公園、緑地別）

部署及び公園、緑地	章	結果（件数）	意見（件数）
公園部（公園緑地課及び公園整備課）	第3章	38	27
姫路城及び周辺公園	第4章	21	8
手柄山中央公園	第5章	24	19
名古屋山霊苑	第6章	2	7
全般的意見	第7章	0	1
計		85	62

### 4 監査の「結果」及び「意見」の内容一覧

#### (1) 結果

※「頁」は、報告書のページ番号

整理番号	内 容	頁
<b>第3章 公園部（公園緑地課及び公園整備課）</b>		
<b>第1節 公園緑地課</b>		
結果3-1	業務委託の執行伺書及び支出負担行為書の記載について 公園緑地課は、執行伺書、支出負担行為書の概要欄において、契約金額にかかわらず、根拠条文についても適切なものが記載されているか確認の上で承認を行う必要がある。	52
結果3-2	耐圧試験業務委託における試験内容の不備について 消防用ホースの法定点検に関して、空気圧による試験は、契約に係る仕様書の要件を満たしていないのみならず、消防法に定める法定点検の点検要領にも沿っていないものであるため、法令及び契約内容に従った点検業務の実施を徹底させる必要がある。	53
結果3-3	地域緑化用配布資材購入費について 公園緑地課は、市長が地域緑化用資材を配布する意思決定を行った後に、配布する地域緑化用資材の調達についての予算の執行の手続きを開始することを徹底する必要がある。	55
結果3-4	保存樹管理補助金の補助の対象について 補助の対象である「保存樹の管理に通常要する経費」とはどのような経費であるかについては、取扱い要綱には具体的に示されていないことから、保存樹の管理者に対して提出を求める書類の様式に記載するのみでなく、取扱い要綱の規定に取り込む必要がある。	56

整理番号	内 容	頁
結果3-5	保存樹管理補助金の補助の対象について	56
	「令和 年度 保存樹管理票」を保存樹の管理者に対して提出を求める根拠は、書面等により明確には認められなかった。当該管理票が、姫路市の保存樹の管理に関する事務上必要であり、かつ、保存樹の管理者に対して提出を求める必要のあるものであるならば、当該管理票の提出についても取扱い要綱に規定しておくとともに、「令和 年度 保存樹管理票」を同要綱において制定しておく必要がある。	
結果3-6	保存樹管理補助金の交付手続について	57
	保存樹管理補助金を交付する保存樹の管理者に対し、交付規則に定める交付手続に従って、補助事業着手届、補助事業完了届及び補助事業実績報告書を提出させる必要がある。	
結果3-7	保存樹管理補助金の管理業務の確認について	57
	各保存樹の管理状況について、単なる令和4年7月から令和5年2月にかけて現地確認したことを述べた文書以外に、誰が現地確認したのかを明確に記載した一覧表や、個別の確認票などを添付する必要がある。	
結果3-8	照明設備使用料の徴収について	58
	公園緑地課が主管する都市公園内の運動施設における夜間使用の際の照明使用料については、徴収の根拠となる定めを、条例・規則・要綱等の何らかの規程類により定める必要がある。	
結果3-9	公園緑地課の倉庫における備品管理について（車両について）	60
	備品台帳は、財務会計システム上の備品台帳のデータを基に作成されたリストであり、車両の品名は記載されていたが、規格の記載がない（空欄）ものがあつた。システム上の備品台帳には規格を入力する必要がある。	
結果3-10	公園緑地課の倉庫における備品管理について（備品リストと現物の不整合について）	61
	現物は存在し、備品番号が表示されているが、備品リストには記載されていないものがある。現状を調査し、誤入力であれば登録情報を適正に是正し、基準金額の変更により、備品から除外されたものは、備品番号の貼付を外すか、又は備品番号を抹消する必要がある。	
結果3-11	公園緑地課の倉庫における備品管理について（適切な「所在」の登録）	62
	備品リストの設置場所と異なっている場所に設置されているものがあるが、財務会計システム上の備品台帳の「保管場所」は正しく入力する必要がある。	
結果3-12	公園緑地課の倉庫における備品管理について（適切な「品名」「規格」の登録）	63
	一部の備品について、「品名」又は「規格」が明確なものではないため、財務会計システム上の備品台帳の「品名」又は「規格」を明確なものに修正する必要がある。	
結果3-13	公園緑地課の倉庫における備品管理について（備品として登録されていると誤認させる表示の是正）	63
	中島東倉庫に備え置かれている機械について、廃棄処分がなされているにもかかわらず、備品番号が表示されているため、備品として登録されていると誤認する可能性がある。備品番号の貼付を外すか、備品番号を抹消しておく必要がある。	
結果3-14	公園敷地内に設置されている掲示板の広告について	64
	無許可の公園施設の設置あるいは公園の占用、又は無許可の広告掲出が発生しているが、これは都市公園法、姫路市立公園条例等に違反しているため、姫路市は実態を把握し、それに応じた措置を行う必要がある。	
結果3-15	公園に設置されている金属製倉庫・物置について	65
	市立公園の敷地内に、設置許可を受けていない倉庫や物置が存在していることは、都市公園法、姫路市立公園条例等に違反している状態となるため、姫路市は実態を把握し、それに応じた措置を行う必要がある。	



整理番号	内 容	頁
結果3-16	市立公園に掲出されている表示板に記載されている使用条件について	67
	船津公園グラウンドの表示板にある「このグラウンドは無断では使用できません。必ず使用許可を受けてください。」という文言は、本来の使用条件に沿った表現（例：このグラウンドを使用するには使用申込が必要です。トラブルの防止のため必ず使用申込書を提出してください、等）に改める必要がある。	
<b>第2節 ふれあいの館</b>		
結果3-17	ふれあいの館における領収書の発行について	79
	船津公園ふれあいの館は、適格請求書の記載事項のすべてを記載した領収書を、施設専用使用料等を納付した人の求めに応じて発行する必要がある。	
結果3-18	ふれあいの館における領収書の発行について	79
	公園緑地課は、所管する出先機関である姫路市ふれあいの館に対し、消費税適格請求書等保存方式（インボイス制度）についての各種の情報の連絡、令和5年10月以降に使用すべきインボイス用の領収書綴りの送付、令和5年10月以降に従来の領収書の様式を引き続いて使用する場合の補正の仕方の連絡等を早急に行う必要がある。	
結果3-19	備品の管理について（船津公園ふれあいの館）	80
	現在、預かっている機材は、今後の対応方針について速やかに検討を行い、相手方との合意内容を書面により残しておくことが必要である。また、今後同様の事象が生じないよう、市職員側でのルールの整備・確認を行うとともに、利用者に対しても私物管理に関するルールの周知を行うことが求められる。	
結果3-20	姫路市ふれあいの館専用許可申請書について	82
	専用許可申請書において指令番号（専用許可番号）を明確に記載したうえで、専用使用許可の審査及び専用使用料の算定結果の決裁を行い、申請書の記載内容が許可書に複写されるようにする必要がある。	
<b>第3節 地域コミュニティ施設</b>		
結果3-21	地域コミュニティ施設における備品の取り扱いについて	90
	地域コミュニティ施設条例施行規則第8条の定めに従った職員の配置ができないのであれば、現在の実態に合わせて、ふれあい体育館の利用者が備品の使用を終わったときの備品の取り扱いの方法を見直すとともに、施行規則第8条の規定を改定する必要がある。	
結果3-22	姫路市地域コミュニティ施設使用許可申請書について	91
	姫路市は使用許可番号の使用許可申請書への記入は必ず行う必要がある。	
結果3-23	姫路市地域コミュニティ施設使用許可申請書について	91
	夢前事務所の職員に公園緑地課長の許可権限の代理をさせる必要が生じるケースもあると考えられるため、これについてのルールを文書化して明確にしておく必要がある。	
<b>第4節 自然観察の森及び桜山公園</b>		
結果3-24	自主事業の許可について	96
	姫路市は、自主事業に対する実施の許可、不許可及び条件等についての意思決定を決裁書により行い、適切な決裁権者による決裁を受ける必要があるとともに、自主事業に関する事業計画に係る指示書により、実施の許可、不許可及び条件等の指示を指定管理者に対して行う必要がある。	
結果3-25	自主事業の許可について	96
	いつ、誰が、誰に対して指示したのかを明瞭に表示するため、自主事業に関する事業計画に係る指示書には、指示の日付、指示をする人及び指示を受ける人を記載する必要がある。	

整理番号	内 容	頁
結果3-26	自主事業としての自動販売機の設置について	97
	姫路市は、自動販売機の設置について、他の自主事業と同様に、「姫路市自然観察の森指定管理者業務仕様書」及び「桜山公園指定管理者業務仕様書」に基づいて、姫路市との間で合意した自主事業に関する事業計画書及び自主事業実施報告書を提出させる必要がある。	
結果3-27	公園内行為許可申請書について	97
	公園緑地課は、姫路市立公園条例や桜山公園指定管理者業務仕様書に従い、桜山公園の指定管理者に対し、宛先を指定管理者とした公園内行為許可申請書の様式を使用させる必要がある。	
結果3-28	公園内行為許可申請書について	97
	公園緑地課は、姫路市立公園条例や桜山公園指定管理者業務仕様書に従い、指定管理者に対し、発行者を指定管理者とした公園内行為許可申請書の様式を使用させる必要がある。	
結果3-29	使用料の減免申請書について	98
	公園緑地課は、桜山公園の指定管理者業務仕様書の規定を見直し、「公園使用料減免申請書のあて名は、姫路市長とすること」とする必要がある。	
結果3-30	自主事業に関する仕様書の記載内容について	100
	公園緑地課は、「姫路市自然観察の森指定管理者業務仕様書」の11及び「桜山公園指定管理者業務仕様書」の16に、指定期間途中に提案された自主事業については自主事業に関する事業計画に係る指示書により実施の許可、不許可及び条件等を指示する旨の定めを入れる必要がある。	
結果3-31	自主事業に関する仕様書の記載内容について	100
	姫路市が、【様式例】1(1)④「指定管理者業務仕様書」の「16 自主事業の実施」の規定を改定し、現行の(2)規定に「申請時に提案された自主事業と同様、様式例に示す自主事業に関する事業計画に係る指示書により実施の許可、不許可及び条件等を指示する」旨を追加する必要がある。	
結果3-32	自主事業実施報告について	103
	公園緑地課は、指定管理者に対し、まず仕様書に従って自主事業についての報告書を提出させる必要がある。	
結果3-33	自然観察の森・桜山公園の姫路市が所有する物品について(その1)(所在不明の備品)	105
	公園緑地課は、姫路市の備品を適切に管理するよう指定管理者に指示する必要がある。	
結果3-34	自然観察の森・桜山公園の姫路市が所有する物品について(その1)(実態不明の物品)	105
	公園緑地課は、指定管理者とともに、北山管理棟に保管されている3台のスライド映写機について、誰の所有物であるかを始めとする実態を調査し、当該調査の結果に従って適切な取り扱いを行う必要がある。	
結果3-35	自然観察の森・桜山公園の姫路市が所有する物品について(その1)(所定の事務処理を行うべき物品について)	105
	公園緑地課は、一部の物品について、指定管理者に姫路市の物品に関する所定の事務処理を行うよう指示する必要がある。	
<b>第5節 公園整備課</b>		
結果3-36	網干南公園管理作業契約書における作業範囲の誤りについて	114
	公園管理作業を委託するにあたっては作業範囲を正しく記載する必要がある。	
結果3-37	網干南公園管理作業契約書における作業範囲の誤りについて	114
	契約金額の変更が不要であっても、業務範囲の修正が必要な場合においては、変更契約	

整理番号	内 容	頁
	を締結する必要がある。	
結果3-38	入札経過調書の記載について 入札書比較金額は消費税抜きの金額で記載することについて、調書起票担当者に周知するとともに、承認者は決定金額又は落札価格、予定価格、入札書比較金額のチェックを行い、誤りがないかどうかの確認を行う必要がある。	116
<b>第4章 姫路城及び周辺公園</b>		
<b>第1節 姫路城総合管理室</b>		
結果4-1	再委託の事前承諾について（その1） 砥堀本町線西側歩道樹木剪定業務において再委託をおこなっているにも関わらず、書面による事前の承諾を得ていなかった。業務委託契約約款及び仕様書に基づき、警備を同社に委託する場合は事前に文書で承諾を得るように契約者を指導する必要がある。	123
結果4-2	再委託の事前承諾について（その2） 西部中濠石垣草木除去清掃・南勢隠門石垣草木伐採業務委託に再委託をおこなっているにも関わらず、再委託申請がなされていなかった。	123
結果4-3	業務日誌の記載について 三九公園清掃除草業務委託の施設外就労実施報告書の一部において従事者欄及び職員欄の氏名にチェックマークが付けられておらず、使用袋数欄の記入がなされていなかった。姫路市としては履行確認時に確実にチェックを行い、適切な履行確認を行う必要がある。	123
結果4-4	自主事業に関する事業計画に係る指示書について 指定管理者施設である好古園事業の指定管理者が提出した姫路城西屋敷跡庭園好古園自主事業に関する事業計画書に対して、自主事業に関する事業計画に係る指示書には許可した主体及び日付の記載が欠落している。同指示書の発行に当たっては、指示した所管課決裁者及び日付を記載する必要がある。	124
<b>第2節 姫路城管理事務所</b>		
結果4-5	勤務実績表について 姫路城建造物清掃業務において、委託業務進捗届と清掃勤務予定表が出されているが、実績表とのことである。業務の履行の状況にあたり、予定表ではなく清掃勤務実績表として提出するように求めるべきである。	127
結果4-6	仕様書の記載内容について 姫路城建造物清掃業務の仕様書の「5 提出書類（1）着手届・事業計画書」において、『ただし、本仕様書中「4 対象業務（2）業務実施にあたり、・・・』と記載がしている。しかしながら、同仕様書は「4 対象業務 イ 業務内容」となっており、整合していない。仕様書は慎重に作成する必要がある。	127
結果4-7	清掃箇所一覧表の契約書類への綴じ込みについて 姫路城建造物清掃の契約書類には清掃箇所一覧表は綴じ込まれていなかった。清掃箇所一覧表には、清掃箇所及び清掃頻度が記載されており、契約の履行上重要な項目が含まれているので契約書類に綴じ込む必要がある。	127
結果4-8	機器明細表の契約書類への綴じ込みについて 姫路城券売機保守業務委託仕様書別紙の機器明細表が契約書に綴じられていない。機器明細表には保守対象となる機器名が記載されており、契約の履行上重要な項目が含まれているので契約書類に綴じ込む必要がある。	128
結果4-9	履行確認書類について 姫路城建造物清掃業務は、提出物は業務委託契約約款にある委託業務完了報告書ではなく、委託者は委託業務進捗届及び姫路城清掃勤務予定表を姫路市に提出して履行確認を	128

整理番号	内 容	頁
	行っている。所管課に確認したところ、表題は予定表となっているものの清掃実績表となっているとのことであった。提出物の名称を業務委託契約約款の文言と整合性をとるとともに実績として提出される「姫路城清掃勤務予定表」の名称を変更するよう指導する必要がある。	
結果4-10	委託業務完了報告書について 姫路城運営事務所機械警備業務委託契約約款の第10条（完了報告）において、「委託業務が完了時に委託業務完了報告書することになっている。しかしながら、実際の運用は、四半期の支払ごとに委託業務進捗届が提出され、支払いがなされている。支払い回数は重要な契約項目であるので、契約約款との整合性をとる必要があり、契約約款にない委託業務進捗届という名称についても、契約約款との整合性をとる必要がある。	128
結果4-11	委託業務完了報告書について 年度末に提出された第4四半期の委託業務進捗届は第4期分にもかかわらず、「第3期の業務が完了したことを報告します。」となっている。業務の完了報告の確認にあたっては慎重に行う必要がある。	128
結果4-12	委託業務進捗届について 姫路城建造物清掃業務の仕様書では、業務委託契約約款では、第10条1項において、「乙は、毎月の委託業務が完了したときは、遅滞なく、委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。」となっているが、提出されたものは、委託業務進捗届となっており、また、完了欄に日付がない。仕様書との整合性を図るため、毎月の委託業務進捗届の表記を月次の「委託業務完了届」とし、現状の記載内容を維持するならば、「完了」欄には当該月の完了日の記載を求めるべきである。	129
結果4-13	年間管理工程表の契約書添付について 千姫ぼたん園管理業務の年間管理工程表が契約書に綴じ込まれていない。年間管理工程表には作業内容、実施時期及び実施回数が記載されており、これなくしては業務ができないものとなっているので、年間管理工程表を契約書に綴じ込む必要がある。	130
結果4-14	完了報告書について 姫路城自家用電気工作物保安管理業務委託において、四半期ごとに提出された書類は、第1期から第3期までは「委託業務進捗届」となっており、契約約款にある委託業務完了報告書とはなっていない。また、完了日付の記載がない。四半期ごとに提出を受ける書類の名称は業務委託契約約款と統一する必要がある。	130
結果4-15	履行確認資料について 千姫ぼたん園管理業務契約の仕様書において、作業項目の写真(日付必要)の提出することになっているが、提出された「工外用アルバム」綴りには、表紙及び掲載写真にすべて日付がない。業務の履行確認にあたっては、仕様書において明記した項目は確実に確認する必要がある。	130
<b>第3節 動物園</b>		
結果4-16	遊戯施設の券売機設置部分の使用許可について 遊戯施設の券売機を設置している部分について、使用許可申請書の図面に記載がなかったため、使用許可の範囲に含めていることを図面に記載して明確にしたうえで、条例に従い使用料を徴収するか、減免事由がある場合は減免扱いとして取り扱うべきである。	135
結果4-17	遊具土地の使用許可の条件及びマニュアル作成について 遊具業者に対して使用許可を出す際には、一定額以上の補償がある保険に加入していることを条件にしたうえで、資料を提出させて保険の内容を確認しておくべきである。	136
結果4-18	遊戯施設の営業主体の明記について 姫路市が遊戯施設の営業主体であると誤認されないように、営業主体が遊具業者である	137

整理番号	内 容	頁
	ことを遊戯施設の入り口に掲示するなどして利用者に明示しておくべきである。	
結果4-19	薬品管理について 動物に処方する薬品について、薬品台帳上の残量と実際の在庫に差異がある、台帳への記録がされていない、台帳上の残量が不明となっているなど、管理が不適切であった。定期的に残量確認を行い、薬品台帳への記録方法に関するルール作りと職員への周知徹底が必要である。	138
結果4-20	出改札等業務委託契約の名札の着用について 仕様書に従い、業務従事者については、委託業者名の記載のある制服や名札を着用して、客観的に地位を明確にするよう指導するべきである。	138
結果4-21	出改札等業務委託契約の業務完了報告書の誤記について 委託業務完了届に誤記があった。業者より委託業務完了届の提出を受けた場合、完了した業務の内容を確認し、不備がある場合には業者に対し、訂正を求めるべきである。	138
<b>第5章 手柄山中央公園</b>		
<b>第1節 体育施設</b>		
結果5-1	建築物環境衛生管理の年間計画について 姫路市立総合スポーツ会館他11体育施設指定管理者業務仕様書によれば、指定管理者は、建築物環境衛生管理の年間計画を作成して姫路市の承認を得ることとされているが、令和3年度（協定期間の初年度）及び令和4年度については、指定管理者は、建築物環境衛生管理の年間計画を提出していない。仕様書に従った対応ができていないので、指定管理者に対し改善指導をする必要がある。	141
結果5-2	警備計画書について 姫路市立総合スポーツ会館他11体育施設指定管理者業務仕様書によれば、指定管理者は、警備計画書を作成し提出することになっているが、令和3年度（協定期間の初年度）及び令和4年度については、指定管理者は、警備計画書を提出していない。仕様書に従った対応ができていないので、指定管理者に対し改善指導をする必要がある。	141
<b>第2節 平和資料館</b>		
結果5-3	領収書の連番管理について 領収書に管理番号（通し番号）が付されておらず、連番管理がなされていなかったため、今後は、領収書に管理番号（通し番号）を付すよう委託者に指導する必要がある。	145
結果5-4	姫路市平和資料館条例施行規則第11条について 姫路市平和資料館条例施行規則第1項に観覧料又は使用料を減免することができる場合及び金額が第1号から第7号までしか規定されていないにもかかわらず、第2項での必要な書類の規定は、第1号から第8号となっており、明らかに不整合であるため、早急に修正する必要がある。	145
結果5-5	観覧料について（2階の多目的展示室のみを観覧する場合の観覧料について） 平和資料館には、常設展示室と多目的展示室がある。姫路市平和資料館条例第4条で観覧料が規定されているが、常設展示室の観覧のみ適用されており、多目的展示室の観覧には適用がない。姫路市平和資料館条例第4条の観覧料を、常設展示室の観覧料のみとする拡大解釈をすべきではない。	146
<b>第3節 水族館</b>		
結果5-6	潜水清掃業務委託契約の業務完了届の不備について 委託業務完了届に記載漏れや誤記などの不備があった。業者より委託業務完了届の提出を受けた場合、完了した業務の内容を確認し、不備がある場合には業者に対し、訂正を求めるべきである。	152

整理番号	内 容	頁
結果5-7	潜水清掃業務委託契約の潜水士免許保有の確認について	153
	仕様書では、潜水士免許の保有が必要資格となっているため、委託業者から潜水士免許の写しの提出を求めるなどして、有資格者であることを事前に確認するべきである。	
結果5-8	海水搬入業務委託契約の業務完了届の不備について	153
	委託業務完了届に、記載漏れや誤記が散見されたため、業者に対し、不備のないものを提出するよう指導を徹底するべきである。	
結果5-9	施設保守及び飼育補助業務委託契約の契約形態について	154
	水族館の職員の補助係として、職員が都度指揮命令する必要がある「一般作業」という業務を委託業者の従事者に行わせているのであれば、業務委託という契約形態になじまないため、仕様書で業務を具体的に特定するか、契約形態自体の見直しを検討する必要がある。	
結果5-10	施設保守及び飼育補助業務委託契約の業務従事者の名簿について	155
	仕様書に従い、業務従事者の氏名、年齢、住所を名簿などの提出を求めるべきである。	
結果5-11	窓口受付案内業務及び入館料等徴収業務委託の制服・名札の記載について	155
	仕様書に従い、業務従事者については、委託業者名の記載のある制服や名札を着用して、客観的に地位を明確にするよう指導するべきである。	
結果5-12	入場券の管理について	155
	水族館の入場券には、連番を付して管理する必要がある。	
結果5-13	書籍の残高管理について	156
	書籍について、帳簿残高と実在庫に差異が生じていた。有償刊行物については年2回程度の定期的な実地棚卸が必要であり、特に年度末には必ず棚卸し記録を残すべきである。	
結果5-14	薬品管理について	156
	近年全く使用していない薬品があり、中には劇薬に分類されるが、処分費用が高額となるため処分できていないものがある。不要な劇薬等を保管することは紛失等のリスクを伴うため、早急に処分するべきである。	
結果5-15	薬品管理について	156
	薬品の残量確認を定期的に行っていないため、年度末には棚卸を実施し、その記録を残す必要があるほか、帳簿残高と実施棚卸残高に大きな差がある場合は、その差異の原因を調査するべきである。	
<b>第4節 緑の相談所</b>		
結果5-16	モノレール展示室警備業務委託契約の提出書類について	161
	仕様書に従い、委託業者に対して、委託業者に警備員の経歴書、資格者証の写し、雇用関係証明書類などの提出を求めるべきである。	
結果5-17	使用許可申請書の減免申請欄について	162
	使用料が減免されているにもかかわらず減免申請欄のチェックが漏れているものがあつた。減免申請はどの減免事由に該当するかが重要であるため書類上明確にするべきであり、書類に不備がないよう精査に努める必要がある。	
結果5-18	多目的ホール等の割増使用料について（その1）	163
	使用許可申請書には、使用区分として「営利事業」「非営利事業」をチェックする項目しがなく、姫路市立公園条例上の割増使用料を加算する事由と一致していないため、条例上の加算事由と一致するチェック項目を設けることが必要である。	
結果5-19	多目的ホール等の割増使用料について（その2）	164
	姫路市公園条例をそのまま適用すれば、営利事業か非営利事業かに関わらず、外形的に「入場料その他これに類する料金」を徴収していると判断できる場合には、一律に割増	

整理番号	内 容	頁
	使用料を加算するべきであって、現在の運営基準は条例の規定と整合していない。割増使用料の加算の運営基準について、見直す必要がある。	
結果5-20	使用料の領収証の書き損じの処理について 書き損じた領収証については、バツ印などをつけて書き損じであることを明らかにしておく必要がある。	164
<b>第5節 温室植物園</b>		
結果5-21	仕様書の規定の根拠規則番号誤りについて 姫路市手柄山温室植物園指定管理者業務仕様書の入園料の減免にかかわる規則の引用条文が誤っているので、訂正する必要がある。	169
結果5-22	市長が特別の理由があると認めるときの減免に係る決裁について 手柄山温室植物園条例施行規則によれば、市長が特別の理由があると認めるときは、相当額を減免できるとされている。当該減免事由を含む減免事務全般は、指定管理者に対し、「手柄山温室植物園出改札マニュアル」内の「手柄山温室植物園減免対象者一覧」を提示することにより、実行されているが、当該減免基準は現在の担当者には引き継がれておらず、所管課に提出を求めても、直ちには提出できない状態であった。その後の調査によると、入園料減免基準の平成18年4月の改正に係る決裁が確認できたが、指定管理者に提示された「減免対象者一覧」とは一部合致していない。最新の改正について決裁を受けていないのであれば、決裁手続を実施する必要がある。(なお、決裁を受けていたのであれば、最新の入園料減免基準が現在の担当者を引き継がれるよう改善する必要がある。)	169
結果5-23	清掃について定期作業の業務報告書について 手柄山温室植物園の指定管理者から提出された事業報告書及び月例報告に含まれる清掃業務(定期作業)報告書と作業日誌の記録を照合した結果、不一致が3日間あり、年2回の定期作業が当初の計画書とは異なる年度末の2月と3月にまとめて実施したという報告になっていた。清掃業務(定期作業)報告書は、不正確かつ不適切な内容であったため、指定管理者に対し改善指導をする必要がある。	170
結果5-24	警備計画書の提出もれについて 手柄山温室植物園指定管理者業務仕様書によれば、指定管理者は、警備計画書を作成し提出することになっているが、令和3年度(協定期間の初年度)及び令和4年度については、指定管理者は、警備計画書を提出していないので、改善指導をする必要がある。	171
<b>第6節 手柄山中央公園整備室</b>		
	(記載すべき事項なし。)	
<b>第7節 公園緑地課及び公園整備課の所管する業務</b>		
	(記載すべき事項なし。)	
<b>第6章 名古屋山霊苑</b>		
<b>第1節 名古屋山霊苑</b>		
結果6-1	縦覧料の不徴収手続について 姫路市名古屋山霊苑仏舎利塔条例施行規則第6条における「その他市長が特に必要と認められた者」の該当者については、決裁を受けて基準化する必要がある。	178
結果6-2	作業工程表の未提出について 名古屋山霊苑内低木剪定業務委託仕様書によれば、委託を受けた事業者は、作業工程表を提出することになっているが、作業工程表を提出していないので、委託を受けた事業者に対し、事前に作業工程表を提出するよう指導することが必要である。	179
<b>第7章 全般的意見</b>		

整理番号	内 容	頁
<b>第1節 監査対象部署に共通する意見</b>		
	(記載すべき事項なし。)	

## (2) 意見

※「頁」は、報告書のページ番号

整理番号	内 容	頁
<b>第3章 公園部（公園緑地課及び公園整備課）</b>		
<b>第1節 公園緑地課</b>		
意見3-1	保存樹管理補助金の管理業務の確認について 今後において、マンパワーの不足により市職員による全ての保存樹の管理状況の現地確認の実施が困難となる場合に備え、保存樹の管理状況の確認方法について再検討をすることが望ましい。	57
意見3-2	公園緑地課の倉庫における備品管理について（車両について） 車両について、リストと現物の突合を効率的に行うため、情報システムの「規格」の項目に車番についての情報を入力しておくことが望ましい。	60
意見3-3	公園緑地課の倉庫における備品管理について（備品リストと現物の不整合について） 備品リストと現物の不整合について、その要因が、過去に備品として取扱う購入単価の基準が10,000円以上から20,000円以上に改定された際、購入単価が20,000円未満であったため消耗品とした物品であるが、備品番号の貼付を外さなかったため、現物に備品番号の表示が残っている場合は、消耗品であることを明確にするため、備品から消耗品に変更した旨を表示しておくことが望ましい。	61
意見3-4	公園緑地課の倉庫における備品管理について（不用となっている備品） 現在使用されていない備品について、公園緑地課は、まず、これらの備品について、今後使用するか否かを再度検討する必要がある。そのうえで、今後使用する見込みがない場合には、備品を廃棄するにあたっての所定の手続をすることが望ましい。	63
意見3-5	公園敷地内に設置されている掲示板の広告について 市立公園に設置されている掲示板等に広告を掲示し、その広告料を徴収することが制度的に可能なものであるかどうかについても、他の自治体における事例などを調査のうえ検討することが望ましい。	64
意見3-6	公園に設置されている金属製倉庫・物置について 設置許可を受けていないにもかかわらず市立公園に設置されている倉庫や物置について、公園施設の設置許可（都市公園法第5条）または準公園施設の設置許可（姫路市立公園条例第36条第1項）を与え、その使用料を徴収することが制度的に可能なものであるかどうかについても、他の自治体における事例などを調査のうえ検討することが望ましい。	65
意見3-7	市立公園に掲出されている表示板に記載されている使用条件について 公園緑地課は、船津公園グラウンド以外にも本件の表示板のような本来の使用条件とは異なる使用条件が記載されているものがないかを調査し、そのような表示板があれば上記と同様に表現を改めることが望ましい。	67
意見3-8	市立公園に掲出されている表示板に記載されている使用条件について 船津公園グラウンドの表示板の表示をした人を示す「公園管理課／公園愛護会」のうち、「公園管理課」は、姫路市役所の組織改正により現在は存在しない課である。組織改正が行われた際は、できるだけ表示物の組織の表示も修正することが望ましい。	67
意見3-9	公園愛護会に対する委託料の振込口座について 公園緑地課は、公園愛護会の委託料の支払いにあたっては、できる限り委託契約の相手	68



整理番号	内 容	頁
	方である公園愛護会に関連していることが明確な名義の口座に振り込みをすることが望まれる。	
意見3-10	保存樹管理補助金及び保存樹せんてい等補助金について 現状の保存樹管理補助金及び保存樹せんてい等補助金の交付について日本国憲法第89条の規定に照らして問題はないということを検討した結果は、文書としては確認できないということであるが、検討した内容については文書化し、適切な権限者による決裁を得ておくことが望ましい。	69
意見3-11	保存樹管理補助金及び保存樹せんてい等補助金について 公園緑地課は、保存樹のうち、宗教的意味合いが高いと推定されるようなものについては、個別に補助金の支出が日本国憲法第89条の規定に照らして問題がないかどうかをより慎重に検討するとともに、検討の内容を文書化し、適切な権限者による決裁を得ておくことが望ましい。	69
意見3-12	公園緑地課所管のテニスコートの使用料について 公園緑地課は、所管するテニスコートについて、使用料を徴収することを検討することが望ましい。	71
意見3-13	遊休状態となっている公園施設について（船津公園テニスコート） 公園緑地課は、船津公園の二つのテニスコートについて、テニスコートとしての機能を復活させるのか、させないのかを早い時期に決め、テニスコートの区域の遊休状態を解消させることが望まれる。また、テニスコートとしての機能を復活させないのであれば、テニスコートの区域の活用方法を検討する必要がある。さらに、他の姫路市立の公園において、船津公園テニスコートのように遊休状態となっている区域があるところがあれば、上記と同様の対処をすることが望ましい。	72
意見3-14	姫路市公園条例の別表の改善について 別表(4)についても、別表(3)及び別表(6)と同じように、野外ステージが姫路公園内のものであることが特定できるような条例の改正案を立案することが望ましい。	73
意見3-15	姫路市公園条例の別表の改善について 条例の別表(7)の定めが「手柄山交流ステーション」のものであると特定できるような条例の改正案を立案することが望ましい。	73
意見3-16	公園緑地課が所管しているスポーツ施設について 姫路市は、すべての市立のスポーツ施設を一つの部局において所管することを検討することが望ましい。	74
<b>第2節 ふれあいの館</b>		
意見3-17	ふれあいの館における領収書の発行について 姫路市役所全体としても、出先機関等を所管する本庁の各部署に対し、再度上記の連絡を徹底させることが望まれる。加えて、今回のような財務事務に関連する大きな制度変更があった場合、財務事務を総括する部署が、市役所内の他の各部署に対して、早い時期から、庁内イントラネットや文書による新しい制度についての情報連絡を逐次行うように努めるとともに、説明会や研修会を適時に開催することにより、新しい制度についての情報を充実・補完するように努めることが望ましい。	79
意見3-18	姫路市ふれあいの館専用許可申請書について 許可年月日についても専用使用許可の審査及び専用使用料の算定結果の決裁を特定する事項として、申請書に記載することを検討されたい。	82
意見3-19	冷暖房設備使用料の見直しについて（船津公園ふれあいの館） 船津公園ふれあいの館の冷暖房設備使用料について、今後、物価変動の状況を見つつ、施設側が負担する電気料金に照らして適正な使用料となるように、検討を進めることが	84

整理番号	内 容	頁
	必要である。	
意見3-20	照明設備使用料受領における不正防止体制について（網干南公園ふれあいの館） 公園緑地課は、網干南公園ふれあいの館の照明設備使用料受領に関する不正防止のしくみを適切に整備できるよう検討を進める必要がある。	85
意見3-21	照明カードの棚卸しに関するルールについて（網干南公園ふれあいの館） 網干南公園ふれあいの館側で紛失に気付き、利用者へ問い合わせ出来るよう、照明カードの棚卸しについてのマニュアル等を作成し、すべてのカードについてその時点でどこにあるのが分かるようにしておくことが望ましい。	86
意見3-22	利用者によるカード紛失時のルールについて（網干南公園ふれあいの館） 公園緑地課は、利用者がカードを紛失した場合のルールを明確にし、その際の費用について利用者から徴収できるよう規則等を整備することが望ましい。	86
<b>第3節 地域コミュニティ施設</b>		
意見3-23	利用頻度の低い地域コミュニティ施設（運動広場）について 公園緑地課は、山之内運動広場及び寺運動広場について利用促進策を検討することが望ましい。そのうえで、稼働状況が改善しないようであれば、夢前町内の運動広場の立地についても検討することが望ましい。	92
<b>第4節 自然観察の森及び桜山公園</b>		
意見3-24	自主事業実施報告について 公園緑地課は、指定管理者に対し、「指定管理者制度導入マニュアル6 業務監督編」の事業報告書の様式例の別紙6にある「平成〇〇年度 自主事業実施報告書」の例示を参考としてフォーマットを用意し、自主事業実施報告書を作成させるなどの指導対応を行うことが望ましい。	103
意見3-25	自然観察の森・桜山公園の姫路市が所有する物品について(その1)（映写室及び倉庫） 公園緑地課は、映写室及び倉庫内の整理整頓を推進するよう指示することが望ましい。また、指定管理者とともに「要修理」と表示された備品について、修理の要否を検討し、代替品があるようなものについては廃棄の手続きを進めることが望ましい。	106
意見3-26	自然観察の森・桜山公園の姫路市が所有する物品について(その2) 売却できる可能性のあるものは売却を行い、たとえ少額でも姫路市の収入の増加に結びつけるとともに、備品の再利用あるいは資源のリサイクルにも貢献できるよう検討することが望ましい。	106
<b>第5節 公園整備課</b>		
意見3-27	見積書の徴収におけるルールについて 今後において、業者からの見積書を徴収する際には、見積書の内訳についても合わせて提示させることを徹底させることが必要である。	117
<b>第4章 姫路城及び周辺公園</b>		
<b>第1節 姫路城総合管理室</b>		
意見4-1	指名競争入札の範囲について シロトピア記念公園花壇等管理業務委託における業者選定は、「姫路公園内の植物管理の実績がある業者」となっている。姫路公園における実績にとらわれず、同等の植物管理能力のある業者に対しても、門戸を開くように検討する必要がある。	125
意見4-2	清掃業務等の履行確認について 姫路城公園清掃除草業務委託の清掃等の実績は、毎月、就業記録実績を姫路市に提出しているが、履行確認は日々実施するのが原則である。職員が他の業務等で作業や立会があった際にあわせてトイレの清掃状況の確認を随時行っているとのことであるが、記録	125

整理番号	内 容	頁
	を一切残していない。チェックをした場合は、必ず記録を残すようにするとともに、チェックの頻度を増加させる方策を検討されたい。	
<b>第2節 姫路城管理事務所</b>		
意見4-3	作業回数の協議資料について 姫山公園清掃除草業務委託仕様書において、「月ごとの作業回数については姫路市と協議する。」となっているが、協議内容の記録が残されていない。実施時期及び実施回数は重要な要素であるので、協議した内容は文書として保存すべきである。	131
意見4-4	随意契約理由書について 国宝姫路城夜間照明イベント用プログラム作成他業務委託の契約の方法は、一者随意契約である。「随意契約理由書(チェックリスト)」には、その理由が記載されているが、単に、実績がある・熟練しているという理由にみえるため、当該業務を行うことができる唯一の業者であるという理由としては十分な記載内容とはいえない。もっと明確な随意契約理由を記載すべきである。	131
意見4-5	詳細な見積内訳書の入手について 姫路城カの櫓等耐震診断業務委託契約の見積書は、作業工程ごとの内訳になっているものの、各作業工程でどのような費用が発生するかの内訳書が添付されていないので、見積書の妥当性が検証できない。随意契約であっても、金額の妥当性を検討するため、詳細な内訳書の提出を求めるべきである。	132
<b>第3節 動物園</b>		
意見4-6	遊具土地の使用許可の条件及びマニュアル作成について 遊戯施設での事故など緊急時の対応について、姫路市側と遊具業者側との役割分担や情報共有などに関する統一的なマニュアルを作成し、各業者と共有して、迅速かつ適切に対応できる体制を整備しておくことが望まれる。	136
意見4-7	備品台帳の整備について 備品台帳による管理について、備品の現物と紐づけて特定できるように、備品台帳を整備することが望ましい。	139
意見4-8	動物標本の所管について 科学館に設置されている「動物標本」については動物園の所管となっているが、管理の効率性の観点から、科学館への所管替えを検討することが望ましい。	139
<b>第5章 手柄山中央公園</b>		
<b>第1節 体育施設</b>		
意見5-1	清掃作業計画について（定期作業等） 姫路市立総合スポーツ会館他11体育施設指定管理者業務仕様書によれば、指定管理者は、毎月ごとの清掃作業計画（定期作業等）を提出し、承認を受けることになっているが、清掃作業計画を書面で姫路市に提出していない。姫路市は指定管理者との毎月の打ち合わせにおいて詳細を確認し承認している。当該運用方法で問題ないと判断しているのであれば、仕様書の規定の文言を当該運用方法に合わせた表現に改定するよう検討する必要がある。（但し、口頭でのやり取りでは証拠が残らないため、現行の仕様書の規定の通り、清掃作業計画を書面で提出させ、承認する方法に改めることも検討する必要がある。）	142
<b>第2節 平和資料館</b>		
意見5-2	観覧料について（観覧料の無料化について） 観覧料徴収業務にはそれなりの人員及び時間を要していると考えられるため、観覧料徴収業務に関わる委託金額は小さくないと考えられる。観覧料徴収業務にかかわる委託料を明確にし、観覧料収入との比較考量を行い、観覧料徴収業務の委託コストが同収入を	146

整理番号	内 容	頁
	著しく上回っている場合には観覧料収入を無料化することを検討することが望ましい。	
意見5-3	防火対象物及び消防用設備等保守点検業務委託について 平和資料館防火対象物及び消防用設備等保守点検業務委託の仕様書には、点検者は、有資格者による点検が必要とされている。しかしながら、この免状の記載が正確であるかの確認がなされていない。今後は、免状のコピー等を入手し、事前に有資格者である旨の確認をする必要がある。	147
意見5-4	常設展示室保守点検業務委託について（設備等の設置業者の選定について） 常設展示室に限らず、設備等の設置後に発生する保守点検業務について、設備等の設置業者と一者随意契約とせざるを得ないと想定される場合、設備等の設置業者を選定する際に保守点検費用も考慮に入れることを検討することが望ましい。	148
意見5-5	常設展示室保守点検業務委託について（仕様書の記載内容について） 仕様書によると、保守点検業務委託の目的、点検項目・内容等が定められてはいるものの、上記の点検の時期、回数が定められていない。 何をもって、保守点検業務が完了したといえるのかが明確ではなく、仕様書の目的に、計画的な予防保全を実施する旨の記載があることから、点検の時期、回数は仕様書にて明確に明示すべきと考える。	148
意見5-6	企画展開催業務委託（学芸員）について 平和資料館における学芸員の設置の有無について、再度検討すべきと考える。また、検討する際には、今後の参考とするため、議事録等の資料を残しておくことが望ましい。	149
<b>第3節 水族館</b>		
意見5-7	海水搬入業務委託契約の業務完了届の不備について 業務の完了日から委託業務完了届の提出日まで最長で25日もの期間が経過しているものがあつたが、業務委託契約約款では「遅滞なく」提出することが求められていることや、時間が経過すると適切な検収が困難になるおそれがあることから、業務完了後速やかな提出を求めることが望ましい。	153
意見5-8	清掃等業務委託契約の業務報告書の書式について 仕様書別紙「主な清掃内容と実施回数」記載の具体的業務が業務報告書の項目と一致していない部分が散見されるため、両者の項目が一致するように、業務報告書の書式を見直すことが望ましい。	156
意見5-9	清掃等業務委託契約の「ゴミの搬出・巡回清掃」の業務日報の記載方法について 現在の業務日報の記入方法では、巡回清掃を実施したもののゴミ袋を搬出する必要がなかった場合は、「ゴミの搬出・巡回清掃」欄が「空欄」となり、巡回清掃が実施されたのか否かが判別できないため、業務日報の記入方法を変更することが望ましい。	157
<b>第4節 緑の相談所</b>		
意見5-10	使用許可申請書の減免申請欄について 来年度に申請書の変更を予定しているとのことであるが、減免申請欄に減免事由の一つである姫路市立公園条例施行規則第10条（2）に該当する項目を加筆する必要がある。	162
意見5-11	多目的ホール等の割増使用料について（その1） 利用者に分かるように、ホームページやパンフレットに割増使用料を徴収する場合を記載しておくことが望ましい。	163
意見5-12	多目的ホール等の稼働率について 手柄山交流ステーションを開設した時点の利用率は32%程度と予測していたものの、コロナ禍前の4年間でも平均30%に満たず、当初見込んでいた利用率よりも低い水準である。このため、稼働率が低い原因を分析したうえで、稼働率を上げるための方策を検討	165

整理番号	内 容	頁
	することが望ましい。当初見込んでいた需要がなくなったということであれば、有効活用のため、別の使途を検討することも必要である。	
意見5-13	多目的ホール等における通信環境の改善について 多目的ホール内の一部において発生する電波障害の解消のための対策を検討することが望ましい。また、利用者に対しては、通信環境が悪いことを事前に説明しておいた方がよいと思われる。	167
意見5-14	備品管理について 多目的ホール等に設置されている多数のイスについては、備品管理調書による管理の必要がなくなった後も、数量・品名・設置場所などを記録して管理することが望ましい。	167
<b>第5節 温室植物園</b>		
意見5-15	手柄山温室植物園出改札マニュアルの保管及び取扱いについて 「手柄山温室植物園減免対象者一覧」を含む「手柄山温室植物園出改札マニュアル」については、基本協定書に添付するなどして、契約文書として取り扱うことが望まれる。	171
意見5-16	指定管理者からの月例報告書類の保管方法について 月例報告書類の保管については、量が多く、ファイリングしないとバラバラになりやすく、また、事後的なチェックも行いにくい。「利用状況及び収納事務の実施状況」だけでなく「管理業務の実施状況」及び「自主事業実施報告書」についても、ファイリングした上で、インデックスシールを貼るなどして何月分かさぐ分かるようなかたちで整理することが望まれる。	171
<b>第6節 手柄山中央公園整備室</b>		
意見5-17	回転展望台について 今後の施設の改修や利活用方策については、検討が進んでおらず、まだ白紙に近い状況である。利活用方策をどのようなものに決め、それに合わせて施設の改修をどのように行うかは難しい検討課題であるが、コンクリート部分の劣化が進んでおり、検討を先送りせず早期に結論を出すことが望まれる。	174
<b>第7節 公園緑地課及び公園整備課の所管する業務</b>		
意見5-18	夏季の人件費の割増率について 酷暑期である夏期の人件費について、夏期配分金という名目で、通常時期の配分金より割り増しして算定されているが、その割増率が男性女性で異なっている。同一の作業に対しては、同一の配分金とするのが基本であり、配分金に差をつける場合は、作業負担や作業能力などに基づいて行うべきである。男性女性という性別の違いに基づくべきではない。シルバー人材センターに対して、配分金を全員同一にするか、あるいは、配分金に差をつける場合は合理的な基準に基づいて行うよう改善指導することを検討するべきである。	177
意見5-19	夏季の人件費の割増率について シルバー人材センターに対して、手柄山中央公園管理作業委託契約の見積書における材料費の積算根拠を明らかにするよう改善指導することを検討するべきである。	177
<b>第6章 名古屋山霊苑</b>		
<b>第1節 名古屋山霊苑</b>		
意見6-1	縦覧料の不徴収手続に関する仕様書について 縦覧料の不徴収手続は、出改札業務における重要な契約事項である。仕様書で説明不足のまま運用面の工夫として書面提示するのではなく、仕様書（又は仕様書の別紙）に具体的に規定することを検討する必要がある。	180

整理番号	内 容	頁
意見6-2	納骨堂に関する業務内容について	180
	仕様書は、業務内容を曖昧に記載すべきではないので、対象施設として納骨堂を明示し、納骨堂における業務内容も具体的に記載することを検討すべきである。	
意見6-3	一者随意契約の随意契約理由について	181
	競争入札や複数見積随意契約によらず、一者随意契約を継続するのであれば、仏舎利塔の出改札業務を名古屋山霊苑協会に委託しなければならない理由をもっと具体的に記載するよう検討する必要がある。	
意見6-4	契約相手方の見積金額での契約について	181
	名古屋山霊苑仏舎利塔出改札業務委託契約は、一者随意契約であり、競争入札により契約金額が決まったわけではない。契約金額は5,696,700円と比較的大きく、契約金額の妥当性の検証は重要である。見積金額の内訳や明細を入手するなどして、(さらに、予定価格の積算根拠を明らかにするなどして、) 契約金額の妥当性チェックを強化するよう検討する必要がある。	
意見6-5	作業工程表の不備について	182
	名古屋山霊苑えい地除草業務委託を受けた事業者に対し、仕様書に従い、事前に作業工程表を提出するよう指導することが望まれる。	
意見6-6	施設の有効活用について (西宝塔跡地駐車場)	182
	西宝塔跡地駐車場は、駐車場としての利用頻度が少ないため、有効活用できていない。西宝塔跡地駐車場の活用方法を再検討することが望まれる。	
意見6-7	施設の有効活用について (講和館)	182
	講和館には、設置条例がなく、設置目的や活用方法が曖昧になりがちである。そして、使用されるのが年12回プラスアルファ程度と、市の公共施設としては使用頻度が少なく有効活用できていないことが課題として挙げられる。講和館の活用方法を再検討することが望まれる。	
<b>第7章 全般的意見</b>		
<b>第1節 監査対象部署に共通する意見</b>		
意見7-1	再委託先の暴力団排除に関する誓約書の徴取について	184
	下請業者が姫路市の登録業者でなく、誓約書を提出していない場合も考えられるため、事務負担の増加との十分な比較考量する必要はあるものの、誓約書の提出を検討することが望ましい。	